

青森県報

第二千三百三十三号

平成十六年
五月三十一日
(月曜日)

目 次

告 示

特定計量器の定期検査の実施	……………	(商工政策課) …… 一
公有水面埋立ての免許	……………	(漁港漁場整備備課) …… 三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	……………	(事務局) …… 四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	……………	(同) …… 五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	……………	(同) …… 七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	……………	(同) …… 九
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	……………	(同) …… 九
政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体	……………	(同) …… 一〇
人事委員会		
人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則	……………	(管理課) …… 二

告

示

青森県告示第四百十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十六年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十六年 七月五日 午後一時から 午後二時まで	正津川地区公民館	大畑町
午後二時三十分から 午後三時まで	木野部生活改善センター	
午後四時三十分から 午後五時まで	大畑町漁業協同組合荷捌場	
七月六日 午前九時から 正午まで	大畑町役場車庫	
午後一時から 午後三時まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	
七月七日 午前九時から 午前十時まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所前	
午後一時三十分から 午後二時まで	目名集会所	
午後二時から 午後三十分まで	石持地区活力倍增センター	
午後三時から 午後三十分まで	砂子又多目的集会所施設ふれあいの館	
七月八日 午前九時から 午前十時まで	尻屋漁業協同組合	
午前十一時三十分から 正午まで	尻屋漁業協同組合	東通村
午後一時三十分から 午後二時三十分まで	尻屋漁業協同組合	
七月九日 午前九時三十分から 午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	

"	"	"	七月二十二日	"	"	七月二十一日	七月十六日	"	"	"	"	七月十五日	七月十四日	"	七月十三日	"	"
午後二時三十分から 午後三時まで	午後二時三十分から 午後三時まで	午前十一時から 正午まで	午前十時から 午前十一時三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十時から 午前十一時三十分まで	午前九時から 正午まで	午後三時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時から 正午まで	午前十一時から 正午まで	午前九時から 午前十一時三十分まで	午前九時から 正午まで	午後二時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時から 正午まで	午前十一時から 午後三十分まで
茂浦支所	浦田支所	東田沢支所荷捌所	平内町漁業協同組合 本所車庫	田茂木へき地保健福祉館	支所 平内町漁業協同組合清水川	狩場沢分館	川内町役場前	戸沢公民館	褰川公民館	畑部落事務所	銀杏木部落事務所	宿野部公民館	脇野沢村役場車庫	小沢部落事務所	滝山地区生活福祉センター	白糠漁業協同組合	白糠漁業協同組合老部支所
		平内町						川内町					脇野沢村				

"	八月二十五日	"	"	八月二十四日	"	"	七月三十日	七月二十九日	"	"	"	七月二十八日	"	七月二十七日	七月二十六日	"	七月二十三日
午前十一時から 午後三十分まで	午前九時から 午前十一時三十分まで	午後三時から 午後三十分まで	午後一時から 午後三十分まで	午前十一時から 午後三十分まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時から 午後三十分まで	午前九時から 午前十一時三十分まで	午前九時から 正午まで	午後二時から 午後三十分まで	午前十一時から 正午まで	午前十一時から 正午まで	午前九時から 午前十一時三十分まで	午後三時から 午後三十分まで	午後一時から 午後三十分まで	午後三時から 午後三十分まで	午後三時から 午後三十分まで	午前十一時から 午後三十分まで
砂ヶ森本所	今別町東部漁業協同組合 奥平部支所	三厩村役場車庫	三厩村漁業協同組合 釜野沢支所	竜飛漁業協同組合	下風呂漁業協同組合荷捌所	易国間漁業協同組合倉庫	蛇浦漁業協同組合倉庫	津軽海峡文化館	"	"	"	佐井村漁業協同組合 磯谷支所	大間町立公民館	奥戸漁業協同組合水産物保 管倉庫(浜町)	平内町役場前	山口コミュニティセンター	
			三厩村			風間浦村			佐井村				大間町				

3 面積

の地点 面積

の地点から三四八度三一分一〇・七六メートルの地点

の地点から三五二度五分五・二六メートルの地点

の地点から九二度〇分八三・五八メートルの地点

二、八七六・七七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

三戸郡階上町大字道仏字廿一一二二の一七の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 三戸郡階上町大字道仏字廿一 地内の小舟渡漁港原点 (X=五〇七八〇・九〇八、Y=七二二七七・一〇〇) から二七五度三七分四八・八〇メートルの地点

の地点 面積

の地点から二七一度三九分二〇・〇〇メートルの地点

の地点から二七一度三九分二〇・九〇メートルの地点

の地点から一八一度一七分二・六三メートルの地点

の地点から二七四度三九分二二・五九メートルの地点

の地点から三一六度二分八・六六メートルの地点

の地点から二六九度五四分五・九一メートルの地点

の地点から三三四度五分一五・八六メートルの地点

の地点から三三四度二分二・一五メートルの地点

の地点から三三三度五八分六・五七メートルの地点

の地点から三三二八度一七分四・七五メートルの地点

の地点から三三一一度五二分七・一八メートルの地点

の地点から三三三六度三分九・五〇メートルの地点

の地点から三三三度一分九・六三メートルの地点

の地点から三三三度一分一〇・七六メートルの地点

の地点から三三三度五分五・二六メートルの地点

の地点から三五六度五七分一〇・〇四メートルの地点

の地点から九二度〇分九四・四七メートルの地点

四、一七一・五六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県参議院選挙区第二支部	奈良秀則	山内勝敏	青森市長島四丁目一の一八	平成 一六・三・二九
自由民主党小泊村支部	川山光則	久保田栄	北津軽郡小泊村字小泊四六〇	一六・四・五
自由民主党川内町支部	高橋千八郎	夏井充	下北郡川内町大字川内字休所一〇四	一六・四・二六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
日本司法書士政治連盟青森会	代表者	田名部 守	富士 忍	平成 一六・三・一九
白井二郎後援会	会計責任者	酒田 梢	高橋 一	一六・二・二七
丸野達夫後援会	会計責任者	渡部 誠	赤坂 寧昭	一六・三・五
青森県納税者監視協会	会計責任者	高橋 竹男	田山 昭	一六・三・八
高橋弘一松森後援会	代表者	佐々木 達雄	佐々木 達夫	一六・三・二
田名部匡省後援会	会計責任者	小林 隆男	小林 隆	一六・三・五
杉山肅後援会	代表者	西村 健	菊池 淳二	一六・三・九
工藤幸子後援会	代表者	工藤 恵一	工藤 恵生	一六・三・三
伊藤のりこ後援会	代表者	松橋 富明	松尾 国治	一六・三・四
熊谷雄一後援会	主たる事務所の所在地	八戸市柏崎二丁目四の一三	八戸市南類家一丁目二六の七	一六・三・四
すわ益一後援会	代表者	小野 勝男	長内 邦夫	一六・三・四
飯田諄一後援会	会計責任者	館田 篤広	高橋 和弘	一六・三・六
おかもと行人後援会連合会	会計責任者	花田 正彦	小山内 昭彦	一六・三・六

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
政経みらい研究会	会計責任者	花田 正彦	小山内 昭彦	一六・三・六
蒔苗宏後援会	代表者	照井 雄一	三浦 義弘	一六・三・六
松橋知後援会	代表者	高野 悟	五十嵐 實	一六・三・六
東谷良久後援会	代表者	高柳 政男	蒔田 健	一六・三・六
一戸兼一後援会	代表者	清野 平三	福士 文知	一六・三・九
一戸兼一政経研究会	代表者	一戸 幸一	鳴海 昌司	一六・三・九
佐藤昭三後援会	主たる事務所の所在地	西津軽郡森田村大字床舞字緑野六の一	西津軽郡森田村大字床舞字緑野の一	一六・三・九
新々会	代表者	横山 正司	成田 進	一六・三・九
高木しんや後援会	代表者	横山 正司	成田 進	一六・三・九
青森スクラム10	代表者	米倉 真	能登 祐二	一六・三・三
秋村光男後援会	代表者	沢辺 毅	木村 剛	一六・三・三
はちのへ21政経研究会	代表者	中村 智子	中村 豪邦	一六・三・三

森内のぼる政経研究会	全国社会福祉政治連盟青森県支部	ひろしの会	中村弘と未来の会	柴田千代治後援会	0 港町スクラム1	0 弘前スクラム1	会 下田あつこ後援会	10 河原木スクラム	沖田周蔵後援会						
会計責任者	政治団体の名称	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者						
三上 幸治	森内のぼる政経研究会	三浦 善二郎	青森市大字石江字江渡一〇五の四四七	乗田 富士子	木村 一	乗田 富士子	橋本 猛治	橋本 誠	今 貴昭	石川 雄二	長谷川 幸雄	岩淵 充	長嶺 渉	沖田 重美	工藤 智也
堀口 富士子	森内のぼる誠友会	田名邊 理	青森市岡造道三丁目二の一五	三上 高広	横山 博	三上 高広	佐井 武松	戸川 光明	佐藤 学	小笠原 正勝	秋田 具美	長嶺 渉	紺野 光広	工藤 智也	貝守 秀雄
一六・四・五		一六・四・五		一六・四・八		一六・四・八	一六・四・五	一六・四・二		一六・四・二		一六・四・一		一六・四・一	

山内正孝後援会	小又勉後援会
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
八戸市青葉一丁目一八の一六	上北郡天間林村大字天間館字森ケ沢一八
八戸市一番町二丁目七の八	上北郡天間林村大字天間館字森ケ沢一六八の九
一六・四・三〇	一六・四・一六

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県上北郡第一支部	平成一六・三・三	平成一六・三・三
自由民主党今別町支部	一六・四・二	一六・四・九
自由民主党川内町支部	一六・四・三	一六・四・三〇
政治以外の政治団体		
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いい青森をつくろう良い故郷をつくろうの会	平成一五・三・一	平成一六・二・二

青森県民協会三八総支部新郷村支部	一六・三・七	一六・三・五
青森県民協会三八総支部三戸町支部	一六・三・七	一六・三・五
青森県民協会三八総支部倉石村支部	一六・三・七	一六・三・五
青森県民協会三八総支部	一六・三・七	一六・三・五
三国良子後援会	一六・三・一〇	一六・三・一〇
ダッシユ・ノヘジ	一六・二・二四	一六・三・一〇
遠藤せつ子後援会	一六・三・一〇	一六・三・一〇
佐々木幹夫後援会	一六・二・二〇	一六・三・五
西川時夫後援会	一六・二・二九	一六・三・二
日本民主教育政治連盟青森県議員団	一六・二・三三	一六・三・一
高橋正雄を育てる会	一五・二・三三	一六・三・一
正心会	一六・一・三三	一六・二・二五
田中昭宣後援会	一六・二・一〇	一六・二・二四
永沢稔後援会	一五・二・三三	一六・二・三三
三上昭博と語る会	一五・二・三三	一六・二・二九
南英克後援会	一六・一・一	一六・二・九

あしながの会	一六・三・二六	一六・三・二六
青森の未来をひらく県民の会	一六・二・二七	一六・三・二六
青森県民協会むつ市支部	一六・三・七	一六・三・二六
青森県民協会十和田市支部	一六・三・七	一六・三・二六
堀幸光後援会	一六・三・二〇	一六・三・二四
小野育次郎後援会	一六・三・八	一六・三・二四
須藤健夫を支援する会	一六・三・一	一六・三・三
松本七英後援会	一六・三・三三	一六・三・三
大田重一後援会	一六・三・二五	一六・三・三
青森県民協会三八総支部南郷村支部	一六・三・七	一六・三・三
竹原良徳後援会	一六・三・二七	一六・三・二九
菊地洋三後援会	一五・一〇・一	一六・三・二七
青森県民協会北五総支部	一六・三・七	一六・三・二六
青森県民協会東青総支部	一六・二・二六	一六・三・二六
青森県民協会三八総支部八戸市支部	一六・三・七	一六・三・二五
青森県民協会三八総支部田子町支部	一六・三・七	一六・三・二五

加福重治後援会	一六・三・二〇	一六・三・二六
西輪会	一六・三・二六	一六・三・二六
中村勝巳後援会	一六・三・三三	一六・三・二六
飯田諄一後援会	一六・三・三五	一六・三・二九
五戸定博と語る会	一六・三・三〇	一六・三・三〇
平井保光青森後援会政策研究会	一六・三・二九	一六・三・三〇
小笠原ヨシ子を励ます会	一五・二・三三	一六・三・三三
中村豪邦後援会	一五・五・一七	一六・三・三三
成田義廣後援会	一六・三・三〇	一六・三・三三
はちのへ21政策研究会	一五・五・一七	一六・三・三三
禮豊会	一五・二・一〇	一六・四・二
青森県防衛を支える会	一六・四・六	一六・四・八
青森県民協会	一六・三・三三	一六・四・九
青森県民協会上北総支部	一六・三・三三	一六・四・六
青森県民協会上北総支部東北町支部	一六・三・三三	一六・四・六
青森県民協会三八総支部五戸町支部	一六・三・七	一六・四・九

七戸正孝君を村政に送る会	一六・三・二九	一六・四・二六
--------------	---------	---------

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
下田 敦子 (参議院議員)	下田あつこ と明日の津 軽を拓く会	公職の種類	参議院議員	弘前市長	一六・四・二
森内 之保留 (県議会議員)	森内のぼる 政経研究会	資金管理団体の名称	森内のぼる政 経研究会	森内のぼる誠 友会	一六・四・五

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の名称	代表者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

五戸 定博 (八戸市議会議員)	五戸定博と語る会	五戸定博	八戸市湊高台二丁目二の二三	平成 一六・三三〇
中村 智子	はちのへ21政策研究会	中村豪邦	八戸市小中野五丁目九の二七	一六・三三三

備考 はちのへ21政策研究会に係る届出は、資金管理団体の届出をした中村豪邦の死亡に伴う届出である。

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成十六年四月一日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年五月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第九十号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党青森県農業支部	丸島 仁	窪寺 洋志	青森市大字大野字前田八七の一
自由民主党岩崎村支部	七戸 三郎	西巻 勝弥	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二
自由民主党野辺地町支部	熊谷 晴雄	高田 光雄	上北郡野辺地町字前田一七の三
自由民主党弘前市支部	西谷 洌	鈴木 順三	弘前市徳田町二九の三
自由民主党藤崎町支部	福士 熙	工藤 健一	南津軽郡藤崎町大字俵井字東平岡七六の一

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
秋田柵則岩崎村後援会	井上 善造	三浦 恭作	西津軽郡岩崎村大字正道尻字小磯五七
蛭沢正雄後援会	蛭沢 勝雄	石岡 貫	上北郡東北町字塔ノ沢山六五の三
太田幸男後援会	山田 衛	太田 正衛	西津軽郡鰯ヶ沢町大字種里町字中崎五の一
葛西収三政経研究会	葛西 収三	高橋 義彦	五所川原市大字唐笠柳字藤巻四〇六
加藤新吉後援会	平野 浩一朗	加藤 日出栄	南津軽郡浪岡町大字五本松字平野二〇七の七一
菊池繁安後援会	坪田 智十司	夏堀 代志雄	下北郡川内町大字川内字川内一六三
木村守男青森後援会	木村 慎一	工藤 伸一郎	青森市青柳二丁目三の七
佐々木進後援会「共に歩む・新しい風の会」	佐々木 進	石橋 隆夫	三戸郡名川町大字上名久井字中町一七の三
政求問窓翠嵐	木村 大介	平尾 一之	青森市佃二丁目二三の五
袖村まもる後援会	大久保 喜三郎	袖村 広治	三戸郡田子町大字田子字清水頭上ミ久保二五
立花敬之後援会	立花 敬之	亀橋 進	八戸市大字売市字観音下五六の一七
中島谷直則後援会	外崎 幸一	川崎 幸男	西津軽郡稲垣村大字沼館字脇森一の二六
中村弘後援会	横山 博	三上 高広	黒石市山形町二九
21の会	坪 清美	川村 智	青森市中央一丁目二二の五

船水信義後援会	尾張 幸男	尾張 勝江	弘前市大字高杉字神原一〇九の二
宝友会	菊地 信篤	白戸 清	西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三〇〇の三〇
山口菊男後援会	諏訪内 将光	水梨 俊城	三戸郡三戸町大字同心町字諏訪内二二
和島隆志後援会	伊藤 鉄三郎	中谷 兼光	五所川原市大字飯詰字清野四〇の二

人事委員会

人事委員会規則一四 〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四 〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「政策審議監、」を削り、「チームリーダー」を「局長」に、「医療技監」を「医師確保対策監」に、「環境再生対策監 報道監 美術館整備推進監、参事」を「参事、美術館整備推進監、農村振興企画監 環境再生対策監、報道監」に改め、「課長」の下に、「チームリーダー」を加え、「政策推進室に置くもので室の人事事務等、知事特命の施策の企画立案事務等又は行政評価に関する事務を主として担当するもの」を削り、「人事課に置くものに限る。」の下に「総括副参事（行政経営推進室に置くものに限る。）、「企画調整報道監（部又は局の組織又は人事に関する事務を担当するものに限る。）、「行政評価企画監」を加え、

「行政改革・公社等改革推進チームに置くもので行政改革に関する事務を担当するもの」を削り、「総括主幹（部）の下に「又は局」を加え、「政策推進室に置くもので知事特命の施策の企画立案事務等又は行政評価に関する事務を担当するもの」を削り、「及び総務学事課に置くもので庁舎管理に関する事務を担当するもの」を「総務学事課に置くもので庁舎管理に関する事務を担当するもの、政策調整課に置くもので行政評価に関する事務を担当するもの及び行政経営推進室に置くもので行政改革に関する事務を担当するもの」に改め、「秘書課に置くもので知事の秘書に関する事務を担当するもの、」を削り、同表出納局の項中「課長」の下に、「企画調整報道監」を加え、同表教育庁の項中「（県立学校課）を」（県立学校課特別支援教育室）に、「副参事（教育政策課に置くものに限る。）」を「企画調整報道監」に、「及び義務教育課」を「並びに義務教育課及び県立学校課」に改め、同表人事委員会事務局の項中「グループリーダー」を「課長、総括主幹」に改め、同表監査委員事務局の項中「次長」の下に、「課長」を加え、同表地方労働委員会事務局の項中「総括副参事」を「課長」に改め、同表備考第一項中「第六条の二、」を削り、同表備考第七項を削る。

別表第二号の表自治研修所の項中「総務課長」を削り、同表県税事務所の項中「総務課長」を「庶務担当課長等」に改め、同表消費生活センターの項を削り、同表環境保健センターの項中「総務室長」を「庶務担当課長等」に改め、同表中央病院の項中「救命救急センター長」を削り、「総務課長、管理調達課長」を「庶務担当課長」に改め、同表子ども自立センターみらいの項中「総務課長」を「庶務担当課長等」に改め、同表工業総合研究センターの項中「総合企画室長」を「庶務担当課長等」に改め、同表高等技術専門校の項中「校長」の下に、「木造校長」を加え、同表工科学院の項中「学院長」の下に、「三沢校長」を加え、同表農林水産事務所の項中「総務室長」を「庶務担当課長等」に改め、同表農林総合研究センターの項中「総務室長」を「庶務担当課長等」に改め、「養鶏部長」を削り、同表水産総合研究センターの項及びびふるさと食品研究センターの項中「総合企画室長」を「庶務担当課長等」に改め、同表県土整備事務所の項中「総務室長」を「庶務担当課長等」に改め、同表新幹線事務所の項を削り、同表備考を同表備考第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 この表中「庶務担当課長等」とは、庶務担当の内部組織の長をいう。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭